

接続勧奨業務特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、松江市上下水道局（以下「発注者」という。）が委託業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の第29条の接続勧奨業務の概要について、特に必要な事項を定める。

(未接続世帯の状況把握)

第2条 下水道の接続勧奨については、下水道法及び松江市下水道条例に基づき供用開始区域内の未接続世帯等に対し、現地訪問や電話等による勧奨及び現地の状況調査を実施する。

(指標)

第3条 接続勧奨業務に係る指標については、「別表2 業務実績表」のとおりとする。

(調査結果の分析)

第4条 現地状況調査の分析結果をもとに①～⑪に分類し、勧奨の優先順位づけることで効率的な接続勧奨を実施する。

(1) 未接続事由の分類は下表のとおりとする。

- |                   |
|-------------------|
| ① 前向きに検討（1年以内に接続） |
| ② 次回更新時に接続（浄化槽等）  |
| ③ 地形的、構造的に困難      |
| ④ 老朽家屋で取り崩し予定     |
| ⑤ 高齢で跡取りもいない      |
| ⑥ 経済的困難           |
| ⑦ 拒否              |
| ⑧ その他（空き家所有者不明等）  |
| ⑨ 水回りが無い（散水栓のみ等）  |
| ⑩ 接続済み            |
| ⑪ 更地              |

(2) 未接続事由①、②、⑥、⑦については重点的な接続勧奨と位置づけ、毎年訪問による接続勧奨を実施する。

(3) 不在者については、在宅が見込める時間帯に訪問勧奨や電話による勧奨を実施する。

(4) さらに連絡の取れない対象者及び未接続事由③④⑤については、随時（2年に1回程度）現地確認や電話による勧奨及び接続勧奨を促す文書を発送する。

(接続対象者及び業務の報告)

第5条 発注者が所有する供用開始区域情報システムへ毎月更新した接続勧奨対象者全件の情報を提供する。また、毎月の接続勧奨実施状況報告書を作成する。

(1) 下水道未接続対象者等を管理する供用開始情報システムに毎月接続勧奨を実施した結果を反映するため、毎月更新された接続勧奨対象者全件のデータを発注者に提供する。

(2) 毎月の接続勧奨業務の報告については、包括委託業務の報告に合わせ行う。

(その他の業務)

第6条 その他、接続勧奨業務に関する付帯業務については、次のとおりとする。

(1) 毎月定例会議を開催し、業務の効率的な遂行について、発注者と協議を行う。

(2) 下水道の一部接続対象者からの排水設備設置延期及び減免の申請受付を行う。また、申請に対し発注者が許可を決定した後は、排水設備設置延期決定通知書及び減免決定通知書の郵送等事務手続きを行う。なお、延期期間の終了前には接続勧奨を実施し全部接続できない場合、排水設備設置延期申請書および減免申請書の再手続きを行う。

(3) 接続勧奨にあわせて融資あっせん制度の説明を行う。

(4) 上下水道料金システムから出力し発注者へ提供する資料については「別表3 帳票一覧表」のとおりとすること。

【接続勧奨業務フロー図】

